

令和5年 年末調整・確定申告

11月17日必着 締切厳守

必要箇所を記入し、必ず返送してください(押印不要)
書類不十分の場合は、ご自身での確定申告となります

【全員必ず返信してください】

- ① 令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

【年末調整希望の方は同封してください】

各種証明書 原本 添付必須

- ② 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書
兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ③ 令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

【各種証明書（原本）とは・・・】

■ 国民健康保険・国民年金を支払った方

国民健康保険税納税通知書、支払証明書または領収証

■ 保険料等を支払っている方

各種支払証明書（生命保険料、介護保険料、地震保険料、損害保険料、個人年金保険料等）

■ 住宅借入金等特別控除がある方

借入金特別控除申告書 と 年末借入金残高証明書（両方とも必要です）

■ 被扶養者がいる方

被扶養者の収入が判るもの（収入のない学生を除く全員分が必要）

非居住者がいる場合の各種証明（該当の方は、お問い合わせください）

■ 中途入社の方

令和5年分の源泉徴収票

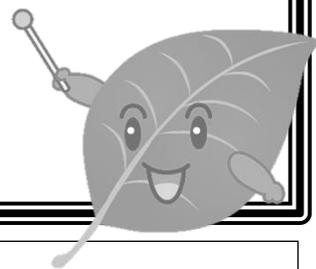
裏面もご確認ください

①令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

全員提出です

申告書裏面の扶養親族の範囲を確認しご自身の該当する箇所はもれなく記入してください

- 個人番号は、記載不要（入職時に確認済ため）
- 【記入必須！】扶養するすべての方の**所得見積額**
- A欄・・・源泉扶養配偶者について
- B欄・・・**③16歳以上の扶養親族**について
- C欄・・・**障害者、ひとり親、勤労学生**について
- 16歳未満の扶養親族／退職手当を有する方について



②令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書

兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

◆基礎控除申告書◆について

給与以外の所得がある場合のみ（2）へ記入する

◆配偶者控除等申告書◆について

- 配偶者の個人番号については提出済みの場合は記載不要
- 配偶者の合計所得金額（見積額）記入する
- 収入や所得の**見込み額が判るものを添付**する

・所得のある方 → 給与支払証明書（勤務先からの発行であれば書式は問いません）

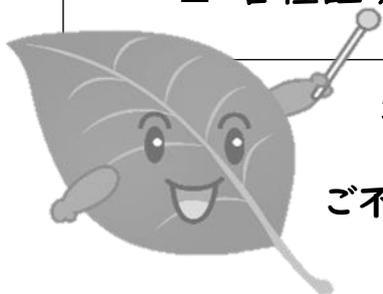
・所得0円の方 → 市町村発行の所得証明を添付（無収入学生は不要です）

◆所得金額調整控除申告書◆について

該当の場合のみ記入する

③令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

- 控除するものがなくても記名し返信する（無い事の把握のためです）
- 各種証明書類（原本）を同封**する（添付書類より控除計算します）



こちらから個別に確認する場合もございますので、電話番号の登録をお願いします

ご不明な点はお問い合わせください **0942-46-2101**

〒830-0027 久留米市長門石 5-8-69 株式会社ベストワン